

令和2年9月号

交 番 だ よ り

三 田 警 察 署
079-563-0110
三 田 駅 前 交 番

秋の全国交通安全運動



- 運動期間 令和2年9月21日(月)から9月30日(水)
- 交通安全意識を高める日 9月21日(月)
 - 「交通事故死ゼロを目指す日」9月30日(水)
- 運動重点
- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 - 2 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

- ドライバーは、横断歩道上や周辺の歩道上にいる歩行者、自転車の動きに注意して、道を譲りましょう。
子供は「興味をひくものがあると安全確認を忘れる」などの特性があり、突然に道路に飛び出すことがあります。保護者の方は、身近な道路で「何が危ないのか」を具体的に教えてあげてください。
また、高齢歩行者による走行車両の直前・直後の横断が因となる事故が多発しています。多少の遠回りでも、信号や横断歩道のある安全な場所での横断に努め、横断歩道がない場所では、道路の左右を見渡せる場所から渡るようにしましょう。



妨害運転罪の創設

- 令和2年6月30日、改正道路交通法施行により、いわゆる「あおり運転」に対する罰則が強化され、「妨害運転罪」が創設されました。
- 他の車両等の通行を妨害する目的で、「不必要な急ブレーキ」の一定の違反(10種類の違反)をし、交通の危険を生じさせるそのある運転をした場合、「妨害運転罪」の対象となります。
- 妨害運転等を受けるなどした場合は、サービスエリア、パーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難した上で、車外に出ることなく110番通報しましょう。
 - 運転者は、自分本位の運転をするのではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転をしましょう。
 - ドライブレコーダーを装備することは、他の車両からの妨害運転等の悪質・危険な運転行為の抑止に一定の効果が見込まれますので、自身及び同乗者の身を守ることに繋がります。



お互いが加害者・被害者になることなく、気持ちのよいドライブを楽しみましょう。